

議会運営委員会

日 時 令和6年3月26日 (火)

午前9時30分から

場 所 第1委員会室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 令和6年2月島田市議会定例会について

ア 委員長報告後の議案の取扱いについて 資料1

イ 追加を予定しているもの 資料1

【当局側の事項】 資料1

(ア) 報告第2号 専決処分の報告について (スクールバスのエンジン認証不正に係る和解)

(イ) 報告第3号 専決処分の報告について (物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定)

(ウ) 議案第32号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(エ) 議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

【議会側の事項】 資料1

(オ) 島田市議会委員会条例の一部を改正する条例について 資料2

(カ) 議員派遣について 資料3

(キ) 議会閉会中の継続審査・調査について

ウ 追加議案等の取扱いについて 資料1

(2) 令和6年度常任委員会の構成 (案) について 資料4

(3) 次回の定例会 (令和6年6月) の予定について 資料5

(4) 令和6年度第1回議会報告会・市民との意見交換会について 資料6

4 次回の議会運営委員会について

日時 令和6年5月20日 (月) 午前9時30分から

議題 令和6年6月島田市議会定例会の会期幅について など

5 その他

6 閉 会

議案の取扱い〔第43日 令和6年3月27日（水）〕

1 各委員会での審査後の議案の取扱い

該当があるもの＝○、該当がないもの＝●

	議案番号	件名	委員長報告に対する質疑	討論	採決	
					簡易	起立
1	議案 第 9 号	令和6年度島田市一般会計予算	○	○		○
2	議案 第 10 号	令和6年度島田市国民健康保険事業特別会計予算	○	○	○	○
3	議案 第 11 号	令和6年度島田市土地取得事業特別会計予算				
4	議案 第 12 号	令和6年度島田市休日急患診療事業特別会計予算				
5	議案 第 13 号	令和6年度島田市介護保険事業特別会計予算				
6	議案 第 14 号	令和6年度島田市介護サービス事業特別会計予算				
7	議案 第 15 号	令和6年度島田市後期高齢者医療事業特別会計予算				
8	議案 第 16 号	令和6年度島田市水道事業会計予算				
9	議案 第 17 号	令和6年度島田市病院事業会計予算				
10	議案 第 18 号	令和6年度島田市公共下水道事業会計予算				
11	議案 第 19 号	島田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	○	○	○	○
12	議案 第 20 号	島田市手数料条例の一部を改正する条例について				
13	議案 第 21 号	島田市印鑑条例及び島田市手数料条例の一部を改正する条例について				
14	議案 第 22 号	島田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例について				
15	議案 第 23 号	島田市災害見舞に関する条例の一部を改正する条例について				
16	議案 第 24 号	島田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について				
17	議案 第 25 号	島田市介護保険条例の一部を改正する条例について				
18	議案 第 26 号	島田市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について				
19	議案 第 27 号	島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について				
20	議案 第 29 号	島田市・川根町まちづくり計画の変更について				
21	議案 第 30 号	島田市・金谷町新市建設計画の変更について	○	○		○
22	議案 第 31 号	令和6年度島田市一般会計補正予算（第1号）	○	○		○

2 追加を予定しているもの

【当局側の事項】

1	報告 第 2 号	専決処分の報告について（スクールバスのエンジン認証不正に係る和解）
2	報告 第 3 号	専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）
3	議案 第 32 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
4	議案 第 33 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について

【議会側の事項】

1	発議案 第 1 号	島田市議会委員会条例の一部を改正する条例について
2	議員派遣について	
3	議会閉会中の継続審査・調査について	

3 追加議案等の取扱いについて

※議案第31号採決終了後



《当局側事項》

- 報告第2号・報告第3号，議案第32号・議案第33号の4件を一括議題
議案上程・・・提案理由の説明（市長）



【休憩】・・・質疑の通告の受付



資料要求がなかった場合



《再開》



報告第2号・報告第3号に対する質疑 → 地方自治法第180条第2項の規定により終了
議案第32号・議案第33号に対する質疑 → 委員会付託省略



議案第32号・議案第33号の2件（人事案件）に対する討論 → 採決（(注)参照）

（注）討論の有無により次のとおり対応

- ・両議案ともに討論がない場合
→ 2件を一括して 簡易採決
- ・両議案のいずれかにおいて討論がある場合
→ 1件ずつ採決（討論：無 → 簡易採決，有 → 起立採決）



【休憩】



資料要求があった場合



〔※ 議会運営委員会の開催〕



《再開》



資料要求についてを 日程追加 ・議題



資料要求についてを採決



可決



【休憩】（資料配付）



↓

◎全員協議会の開催（執行当局側は一時退席）

- ・本日追加を予定している次の1件について説明及び質疑

【議会側の事項】

島田市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について

※ 発議者連名による署名を済ませる。

↓

《再 開》

↓

《議会側事項》

- 発議案第1号を議題

議案上程・・・提案理由の説明（議会運営委員会 副委員長 井上議員が提案説明）

→ 質疑 → 委員会付託省略 → 討論 → 採決

↓

- 議員派遣について

議長発議 → 採決

↓

- 議会閉会中の継続審査・調査について

総務生活常任委員会、厚生教育常任委員会、経済建設常任委員会、議会運営委員会

議長発議 → 採決

↓

閉会の宣告

島田市議会委員会条例の一部を改正する条例

島田市議会委員会条例（平成17年島田市条例第185号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1年」を「2年」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期満了による常任委員及び議会運営委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

第3条に次の1項を加える。

4 前項の規定により後任の常任委員及び議会運営委員の改選による選任があった場合は、前任の常任委員及び議会運営委員の任期は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該選任の時までとする。

第4条ただし書を削る。

第7条第3項中「第3条第3項」を「第3条第2項」に改める。

第17条中「議会の」を「議長の」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

例規名 島田市議会委員会条例

新 条 文

(常任委員及び議会運営委員の任期)

第3条 常任委員及び議会運営委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期満了による常任委員及び議会運営委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

4 前項の規定により後任の常任委員及び議会運営委員の改選による選任があった場合は、前任の常任委員及び議会運営委員の任期は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該選任の時までとする。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第4条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

(委員の選任)

第7条 省略

2 省略

3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の例による。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第17条 議会運営委員及び特別委員が辞任するときは、議長の許可を得なければならない。

対 照 表

旧 条 文

(常任委員及び議会運営委員の任期)

第3条 常任委員及び議会運営委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員及び議会運営委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第4条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(委員の選任)

第7条 省略

2 省略

3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第3項の例による。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第17条 議会運営委員及び特別委員が辞任するときは、議会の許可を得なければなら
ない。

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び島田市議会会議規則第85条の規定により次のとおり議員を派遣する。

記

1 第107回東海市議会議長会定期総会

- (1) 派遣目的 第107回東海市議会議長会定期総会出席
- (2) 派遣場所 岐阜県岐阜市
- (3) 派遣期間 令和6年4月18日
- (4) 派遣議員 大村泰史副議長

2 令和6年度第1回議会報告会

- (1) 派遣目的 令和6年度第1回議会報告会・市民との意見交換会出席
- (2) 派遣場所 島田市内
- (3) 派遣期間 令和6年5月18日及び令和6年5月25日
- (4) 派遣議員 全議員

令和6年度常任委員会 所管構成表(案)

		令和5年度		令和6年度(案)			
		部長級	課長級	部長級	課長級		
総務生活常任委員会	市長戦略部	市長戦略部長	1	市長戦略部長	1		
		秘書課長	1	秘書課長	1		
		戦略推進課長(病院支援室長兼務)	1	戦略推進課長(病院支援室長兼務)	1		
		DX推進課長(行政手続オンライン化推進室長兼務)	1	DX推進課長(行政手続オンライン化推進室長兼務)	1		
		広報課長	1	広報プロモーション課長	1		
					広報プロモーション課参事	1	
	危機管理部	危機管理部長	1	危機管理部長	1		
		危機管理課長	1	危機管理課長	1		
	地域生活部	地域生活部長兼支所長	1	地域生活部長兼支所長	1		
		市民協働課長	1	市民協働課長	1		
		市民課長	1	市民課長	1		
		生活安心課長	1	生活安心課長	1		
		環境課長	1	環境課長	1		
	行政経営部	行政経営部長	1	行政経営部長	1		
		行政総務課長	1	行政総務課長	1		
		人事課長	1	人事課長	1		
		財政課長	1	財政課長	1		
		資産活用課長	1	資産活用課長	1		
		庁舎建設課	1	庁舎建設課	1		
		契約検査課長	1	契約検査課長	1		
		課税課長	1	課税課長	1		
		納税課長	1	納税課長	1		
		支所	金谷地域総合課長	1	金谷地域総合課長	1	
	川根地域総合課長		1	川根地域総合課長	1		
	会計管理者	会計課長	1	会計管理者	会計課長	1	
	監査委員事務局	監査委員事務局長	1	監査委員事務局	監査委員事務局長	1	
	議会事務局	議会事務局長	1	議会事務局	議会事務局長	1	
	議会事務局次長	1	議会事務局次長	1			
	計	27	計(増減)	28(+1)			
厚生教育常任委員会	健康福祉部	健康福祉部長	1	健康福祉部長	1		
		福祉課長	1	福祉課長	1		
						福祉課技監	1
		長寿介護課長	1	長寿介護課長	1		
		包括ケア推進課長	1	包括ケア推進課長	1		
		健康づくり課長	1	健康づくり課長	1		
		健康づくり課技監	1	健康づくり課技監	1		
		国保年金課長	1	国保年金課長	1		
	子ども未来部	子ども未来部長	1	子ども未来部長	1		
		子育て応援課長	1	子育て応援課長	1		
		子育て応援課参事(子ども家庭室長兼務)	1	子育て応援課参事	1		
		保育支援課長	1	保育支援課長	1		
	総合医療センター	病院事務部長	1	病院事務部長	1		
		経営企画課長	1	経営企画課長	1		
		病院総務課長	1	病院総務課長	1		
		医事課長(医療秘書支援室長兼務)	1	医事課長(医療秘書支援室長兼務)	1		
	看護専門学校	副校長	1	副校長	1		
		教務課長	1	教務課長	1		
	教育部	教育部長	1	教育部長	1		
		教育総務課長	1	教育総務課長	1		
		教育総務課参事	1	教育総務課参事	1		
		学校教育課長	1	学校教育課長	1		
		学校給食課長	1	学校給食課長	1		
		社会教育課長	1	社会教育課長	1		
		スポーツ振興課長	1	スポーツ振興課長	1		
		図書館課長	1	図書館課長	1		
		計	25	計(増減)	26(+1)		
経済建設常任委員会	産業経済部	産業経済部長	1	産業経済部長	1		
		農業振興課長(併任農業委員会事務局長)	1	農業振興課長(併任農業委員会事務局長)	1		
		農林整備課	1	農林整備課	1		
		商工課長	1	商工課長	1		
		商工課参事	1	商工課参事	1		
		内陸フロンティア推進課長	1	内陸フロンティア推進課長	1		
	観光文化部	観光文化部長	1	観光文化部長	1		
		観光課長	1	観光課長	1		
		文化振興課長	1	文化振興課長	1		
		博物館課長	1	博物館課長	1		
	都市基盤部	都市基盤部長	1	都市基盤部長	1		
		都市政策課長	1	都市政策課長	1		
		すぐやる課長	1	すぐやる課長	1		
		建設課長	1	建設課長	1		
		建設課参事	1	建設課参事	1		
		建築住宅課長	1	建築住宅課長	1		
		水道課長	1	水道課長	1		
		下水道課長	1	下水道課長	1		
		計	18	計(増減)	18(±0)		

令和6年6月島田市議会定例会日程(案)

月日	曜日	会議内容	備考
5月20日	月	議会運営委員会 午前9時30分～	
5月27日	月	議会運営委員会 午前9時30分～、議員連絡会 午後1時30分～、 全員協議会 議員連絡会終了後	議会招集告示(5/24予定)、 議案送付
5月29日	水		諸般通告締切り:正午、一般質問 通告事前提出:午後3時
5月31日	金		一般質問通告締切り:午後3 時
6月1日	土		
6月2日	日		
6月3日	月	議会運営委員会 午前9時00分～ 【本会議(初日)】午前9時30分～ 会議録署名議員の指名、諸般の報告、会期の決定、閉会中の 常任委員会審査・調査報告、予算・決算特別委員会調査・報 告、議案上程・説明、*議会構成 ほか *委員会条例を改正した場合は、各常任委員及び議会運営委 員の任期が2年となるため、当該委員会の委員の改選による 議会構成は行わない。	
6月4日	火	休会	
6月5日	水	休会	
6月6日	木	休会	
6月7日	金	休会	
6月8日	土	休会	
6月9日	日	休会	(参考)委員会条例改正前の 場合における委員の任期満 了日
6月10日	月	休会(*各常任委員会[正副委員長互選] 午前9時～、*議会運営委 員会[正副委員長互選] 各常任委員会終了後) *委員会条例を改正した場合は、各常任委員及び議会運営委員の 任期が2年となるため、正副委員長の互選を議題とする上記の各委員 会は開催しない。	
6月11日	火	休会	
6月12日	水	休会	議案質疑通告締切 午後3時
6月13日	木	【本会議(一般質問)】午前9時30分～	
6月14日	金	【本会議(一般質問)】午前9時30分～ (議会運営委員会(資料要求があった場合) 午前9時～)	
6月15日	土		
6月16日	日		
6月17日	月	【本会議(一般質問)】午前9時30分～	
6月18日	火		
6月19日	水	【本会議(議案質疑)】午前9時30分～、予算・決算特別委員会 議案 質疑終了後	
6月20日	木	休会(予算・決算特別委員会厚生教育分科会,常任委員会 午前9時 ～、予算・決算特別委員会経済建設分科会,常任委員会 午後1時30 分～)	※時間内に終了しない場合 は、予備日(6月21日 午 後)で対応。
6月21日	金	休会(予算・決算特別委員会総務生活分科会,常任委員会 午前9時 ～、分科会,常任委員会予備日 午後)	
6月22日	土	休会	
6月23日	日	休会	
6月24日	月	休会	
6月25日	火	休会(予算・決算特別委員会 午前9時30分～)	討論通告締切 午後3時
6月26日	水	休会	
6月27日	木	休会	
6月28日	金	休会	
6月29日	土	休会	
6月30日	日	休会	
7月1日	月		
7月2日	火	休会(議会運営委員会 午前9時30分～)	
7月3日	水	【本会議(最終日)】午前9時30分～ 委員長報告(休憩中質疑通告受付) → 質疑 → 討論 → 採 決、議員派遣、閉会中の継続審査・調査 ほか	

31日間

※予算・決算特別委員会については、令和5年度と同様に設置した場合の予定(案)

※会議規則第102条に基づく資料配付について

◎一般質問をしようとする日の2日前(土・日曜日を除く)までに事務局に提出してください。

令和6年度第1回議会報告会・市民との意見交換会について

1 開催日時

- ・ 5月18日（土） 13:30～15:00 （金谷会場）
18:00～19:30 （島田会場、初倉会場）
- ・ 5月25日（土） 13:30～15:00 （六合会場）
18:00～19:30 （川根会場）

※会場によっては開催時間が前後する可能性あり

2 開催場所

- ・ 島田会場 : 北部ふれあいセンター（コミュニティホール）
- ・ 六合会場 : 六合公民館（第1集会室）
- ・ 金谷会場 : かなうえる（集会室）
- ・ 初倉会場 : 初倉公民館（第1・2集会室）
- ・ 川根会場 : 川根支所（大会議室）

3 割り振り

川根会場	六合会場	島田会場	初倉会場	金谷会場
川根支所 大会議室	六合公民館 第1集会室	北部ふれあい センター コミュニティ ホール	初倉公民館 第1・2集 会室	かなうえる 集会室
☆藤本 村田	☆大村 大石	☆◎横田川 大関	☆◎山本 ○天野	☆◎清水 ○石川
八木	井上	○曾根	平松	桜井
青山	四ツ谷	森	横山	提坂

☆会場責任者 ◎常任委員会委員長 ○常任委員会副委員長

厚生
経済
総務

4 開催方法

- ・ 対面式もしくはワークショップ形式（各会場ごとに選択）

5 意見交換の相手

- ・ 一般市民

6 周知方法

- ・ 議会だより第93号（5月15日発行）
- ・ 島田市公式LINE
- ・ 自治会
- ・ コミュニティ委員会（初倉、まちづくり川根）
- ・ 議員からの周知

7 次第

- ・議会活動報告（各常任委員会ごと）（各5分×3委員会）
- ・質疑応答
- ・会場別テーマ
- ・意見・情報交換

8 会場別テーマでの意見交換について

会場ごと異なるテーマを設ける。テーマは会場責任者を中心に担当議員で協議して決定。

※3月27日(水) 本会議（最終日）終了後 会場別打合せ会開催予定